

(予防) 短期入所療養介護重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	公益社団法人 地域医療振興協会
代表者名	理事長 吉新通康
所在地・連絡先	(住所) 東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館15階 (電話) 03-5212-9152 (FAX) 03-5211-0515

2 事業所（ご利用施設）

施設の名称	公設宮代福祉医療センター介護老人保健施設六花
所在地・連絡先	(住所) 埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀177 (電話) 0480-36-2760 (FAX) 0480-36-2761
事業所番号	1150580035
施設長の氏名	石井 英利

3 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

(予防) 短期入所療養介護サービスでは、ご利用者様の有する能力に応じ、住み慣れたご自宅において自立した日常生活を営むことが出来るようご支援をさせていただくことを目的としております。

(2) 運営方針

当施設は在宅生活の維持を目標とし「生活リハビリテーション」を重点的に行います。

(3) その他

事項	内容
地域との連携	地域との連携を密にし、地域ボランティアの受け入れを行います。また、積極的に地域行事への参加を行います。
従業員研修	年2回以上、職員研修を行っています。

4 施設の概要

(1) 構造等

敷地		10,795.78㎡
建 物	構造	鉄筋コンクリート造
	述べ床面積	9,026.68㎡
	利用定員	80名

(2) 居室

居室の種類	室 数	一人あたりの面積	備 考
多床室	1 2	9.12㎡	ナースコール、トイレ、洗面台を設置
個室	3 2	13.75～27.53㎡	ナースコール、トイレ、洗面台を設置

(3) 主な設備

設 備	室 数	面積（一人あたりの面積）	備 考
食 堂	2	251.71㎡（ 3.14㎡）	
機能訓練室	1	80.23㎡（ 1.0㎡）	
浴 室	1	96.5㎡	特別浴槽設置
診 察 室	1	10.13㎡	
談話コーナー	2	60.56㎡	レクリエーションコーナーを含む
洗 面 所	4 4		各部屋に設置
便所	4 4	40.92㎡	ブザー・常夜灯・手すり・各部屋に設置

5 施設の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算 後の人数 (人)	職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
施 設 長	1	1				1	従業者の総括管理、指導を行う

従業者の職種	人数 (人以上)	区 分				常勤換算 後の人数 (人以上)	職務の内容
		常勤(人以上)		非常勤(人以上)			
		専従	兼務	専従	兼務		
医 師	1	1				1	日常的な医学的対応を行う
薬剤師	1				1	0. 2 6	薬剤の管理、服薬の指導を行う
看護職員	7	7				7	医師の指示に基き医療行為を行う
介護職員	2 6	2 6				2 6	施設サービス計画に基づく介護を行う
支援相談員	1	1				1	利用者や家族からの相談対応を行う
理学療法士	1	1				1	リハビリテーションの実施に際し指導を行う
作業療法士	3	2	1		1	3	リハビリテーションの実施に際し指導を行う
管理栄養士	1	1				1	利用者の栄養状態の管理を行う
介護支援専門員	1	1				1	利用者の施設サービス計画をたてる
事務員	2	1	3			2	庶務、介護報酬請求等の事務を行う

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施 設 長	正規の勤務時間帯（9：00～17：00） 常勤で勤務

医 師	正規の勤務時間帯（９：００～１７：００） 常勤で勤務（施設長兼務）
薬 剤 師	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 非常勤で勤務
看護職員	日勤（８：３０～１７：３０） 夜勤（１７：００～９：００）
介護職員	早番（７：００～１６：００） 日勤（８：３０～１７：３０） 遅番 一般棟（１０：３０～１９：３０） 認知症棟（１１：３０～２０：３０） 夜勤（１７：００～９：００）
支援相談員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務
理学療法士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務
作業療法士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務
管理栄養士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務

7 （予防）短期入所療養介護施設サービスの内容と費用

（１）介護保険（予防）給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	（食事時間） 朝食７：３０～８：３０ 昼食１２：００～１３：００ 夕食１８：００～１９：００ 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
医療・看護	医師による定期診察を行います。それ以外でも必要がある場合にはいつでも診察を受け付けます。ただし、当施設では行えない処置（透析等）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。
機能訓練	理学療法士、作業療法士により入所者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
入 浴	週２回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

離床 着替え 整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週 1 回実施します。
レクリエーション等	当施設では娯楽設備を整えております。
相談及び支援	入所者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	利用者の心身の状態、ご家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要な場合、送迎を行います。

イ 費用

原則として料金表の利用料金が利用者の負担額となります。介護サービスを利用した時の負担割合は、負担割合証に記載されている負担割合のとおりお支払頂きます。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

○介護保険サービス料金表【基本型】

《 6 級地・ 1 割負担 （ 2 割負担） 〈 3 割負担〉 ・ 1 単位： 1 0 . 2 7 円として算定》

費目		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険施設 サービス費	多床室	8 5 3 円 (1,705 円) 〈2,558 円〉	9 0 4 円 (1,808 円) 〈2,712 円〉	9 7 0 円 (1,939 円) 〈2,909 円〉	1, 0 2 4 円 (2,048 円) 〈3,072 円〉	1, 0 8 1 円 (2,161 円) 〈3,242 円〉
	従来型 個室	7 7 4 円 (1,547 円) 〈2,320 円〉	8 2 3 円 (1,646 円) 〈2,468 円〉	8 8 8 円 (1,775 円) 〈2,662 円〉	9 4 3 円 (1,886 円) 〈2,829 円〉	9 9 8 円 (1,995 円) 〈2,992 円〉

※ 上記の金額は 1 日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理によりの金額の違いが生じます。

○加算 《 6 級地・ 1 割負担 （ 2 割負担） 〈 3 割負担〉 ・ 1 単位： 1 0 . 2 7 円として算定》

費目	金額	加算単位	内容の説明
夜勤職員配置加算	2 5 円 (50 円) 〈74 円〉	1 日あたり	夜勤職員をご利用者様 2 0 名に対し 1 名以上、かつ利用者 4 1 名以上では 2 名以上配置している場合に加算されます。
サービス提供 体制強化加算（Ⅰ）	2 3 円 (45 円) 〈68 円〉	1 日あたり	介護を行う職員のうち、介護福祉士の割合が 8 0 % 以上の場合。もしくは勤続 10 年以上の介護福祉士の割合が 3 5 % 以上の場合に加算されます。
送 迎 加 算	1 8 9 円 (378 円) 〈567 円〉	片道あたり	入退所時に送迎を利用された場合に加算されます。

個別リハビリテーション実施加算	247円 (493円) ＜740円＞	1日あたり	多職種が共同して、ご利用者の個別リハビリテーション計画を作成し、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
療養食加算	9円 (17円) ＜25円＞	1回あたり (1日3回を限度)	糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等、医師の指示箋に基づき特別の療養食を提供した場合に加算されます。
認知症ケア加算	78円 (156円) ＜234円＞	1日あたり	日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症のご利用者様に対してサービスを提供した場合に加算されます。
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円 (6円) ＜9円＞	1日あたり	基準に適合している介護老人保健施設において対象となる認知症の利用者に専門的な認知症ケアを行った場合に算定されます。
認知症専門ケア加算Ⅱ	5円 (9円) ＜13円＞	1日あたり	Ⅰの要件を満たし、かつ、専門的な研修修了者の配置割合と認知症ケアの指導、研修計画の作成等基準を満たした場合算定されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	206円 (411円) ＜617円＞	1日あたり (7日間を限度)	医師が、ご利用者に認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難で、緊急にサービスを利用することが適当であると判断し、短期入所療養介護を行った場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算	93円 (185円) ＜278円＞	1日あたり (7日以内を原則。やむない場合14日間を限度)	ご利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期入所療養介護が必要と認めた方の受入を行った場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算1	124円 (247円) ＜370円＞	1日あたり	若年性認知症のご利用者様に対し、短期入所療養介護を行った場合に加算されます。

重度療養管理加算 1	1 2 4 円 (247 円) <370 円>	1 日あたり	次のいずれかに該当する状態の要介護 4・5 のご利用者様に対し、療養上必要な処置を行った場合に加算されます。 ・ 常時頻回の喀痰吸引を行っている。 ・ 人工呼吸器を使用している。 ・ 中心静脈注射を実施している。 ・ 人工腎臓を実施し重篤な合併症を有する。 ・ 重篤な心機能障害等で常時モニター計測を実施している。 ・ ストマーの処置を実施している。 ・ 経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養が行われている。 ・ 褥瘡に対する治療を実施している。 ・ 気管切開が行われている。
緊急時治療管理	5 3 2 円 (1,064 円) <1,596 円>	1 日あたり (1 月に 1 回 3 日を限度)	ご利用者に緊急な医療が必要となり、施設において応急的な治療管理を行った場合に加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ)	5 3 円 (105 円) <157 円>	1 日あたり	施設を退所されるご利用者のうち、居宅で療養されるご利用者の割合やベッドの回転率、入退所時の指導内容、サービスの状況等をポイント換算し、40 ポイント以上。施設サービスが一定水準以上になった場合に加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅱ)	5 3 円 (105 円) <157 円>	1 日あたり	Ⅰの要件のポイント換算 70 ポイント以上で、在宅強化型介護老人保健施設サービス費を算定していることにより加算されます。
総合医学管理加算	2 8 3 円 (565 円) <848 円>	1 日当たり (利用 中 10 日を限度)	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合で、診療方針を定め、治療管理を行い、診療録に記載。また、退所時にはかかりつけ医に情報提供を行った場合に加算されます。
口腔連携強化加算	5 2 円 (103 円) <154 円>	1 月に 1 回 を限度	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、ご利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回に限り所定単位数が加算されます。

生産性向上推進 体制加算（Ⅰ）	103円 (206円) <309円>	1月あたり	（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている。見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っている。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合に加算されます。
生産性向上推進 体制加算（Ⅱ）	11円 (21円) <31円>	1月あたり	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合に加算されます。
身体拘束廃止 未実施減算	▲1/100 相当の金額	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算されます。
高齢者虐待防止措置 未実施減算	▲1/100 相当の金額	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算されます。
業務継続計画 未策定減算	▲1/100 相当の金額	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算されます。
介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）	75/1000 に相当する金額	経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。職場環境の更なる改善、見える化を行っていること。資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備されていること。職場環境の改善、賃金体系等の整備及び研修の実施等が行われている場合に、1000分の75に相当する単位数を加算します。	
特定治療	やむをえない事情により施設で行われた特定の処置や手術、麻酔等について診療報酬に準じて算定し、加算されます。		

※ 上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理によりの金額の違いが生じます。

※

○介護予防サービス料金表【基本型】

≪6級地・1割負担（2割負担）＜3割負担＞・1単位：10,27円として算定≫

費目		要支援1	要支援2
介護保険施設 サービス費	多床室	630円 (1,259円) <1,889円>	795円 (1,590円) <2,385円>
	従来型個室	595円 (1,190円) <1,784円>	746円 (1,492円) <2,237円>

※ 上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理によりの金額の違いが生じます。

○加算 ≪ 6 級地・1 割負担 (2 割負担) < 3 割負担>・1 単位：1 0 . 2 7 円として算定≫

費目	金額	加算単位	内容の説明
夜勤職員配置加算	2 5 円 (50 円) <74 円>	1 日あたり	夜勤職員をご利用者様 2 0 名に対し 1 名以上、かつ利用者 4 1 名以上では 2 名以上配置している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算 (I)	2 3 円 (45 円) <68 円>	1 日あたり	介護を行う職員のうち、介護福祉士の割合が 8 0 % 以上の場合。もしくは勤続 10 年以上の介護福祉士の割合が 3 5 % 以上の場合に加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	2 4 7 円 (493 円) <740 円>	1 日あたり	多職種が共同して、ご利用者様の個別リハビリテーション計画を作成し、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
送 迎 加 算	1 8 9 円 (378 円) <567 円>	片道あたり	入退所時に送迎を利用された場合に加算されます。
療 養 食 加 算	9 円 (17 円) <25 円>	1 回あたり (1 日 3 回を限度)	糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等、医師の指示箋に基づき特別の療養食を提供した場合に加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2 0 6 円 (411 円) <617 円>	1 日あたり (7 日間を限度)	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難で、緊急にサービスを利用することが適当であると判断し、介護予防短期入所療養介護を行った場合に加算されます。
若 年 性 認 知 症 利用者受入加算	1 2 4 円 (247 円) <370 円>	1 日あたり	若年性認知症のご利用者様に対し、介護予防短期入所療養介護を行った場合に加算されます。
認 知 症 専 門 ケ ア 加 算 I	3 円 (6 円) <9 円>	1 日あたり	基準に適合している介護老人保健施設において対象となる認知症の利用者に専門的な認知症ケアを行った場合に算定されます。
認 知 症 専 門 ケ ア 加 算 II	5 円 (9 円) <13 円>	1 日あたり	I の要件を満たし、かつ、専門的な研修修了者の配置割合と認知症ケアの指導、研修計画の作成等基準を満たした場合に算定されます。
緊急時治療管理	5 3 2 円 (1, 064 円) <1, 596 円>	1 日あたり (1 月に 1 回 3 日を限度)	ご利用者に緊急な医療が必要となり、施設において応急的な治療管理を行った場合に加算されます。

在宅復帰・在宅療養 支援機能加算（Ⅰ）	53円 (105円) <157円>	1日あたり	施設を退所されるご利用者のうち、居宅で療養されるご利用者の割合やベッドの回転率、入退所時の指導内容、サービスの状況等をポイント換算し、40ポイント以上。施設サービスが一定水準以上になった場合に加算されます。
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算（Ⅱ）	53円 (105円) <157円>	1日あたり	Ⅰの要件のポイント換算70ポイント以上で、在宅強化型介護老人保健施設サービス費を算定していることにより加算されます。
口腔連携強化加算	52円 (103円) <154円>	1月に1回 を限度	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、ご利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数が加算されます。
生産性向上推進 体制加算（Ⅰ）	103円 (206円) <309円>	1月あたり	（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている。見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っている。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合に加算されます。
生産性向上推進 体制加算（Ⅱ）	11円 (21円) <31円>	1月あたり	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合に加算されます。
総合医学管理加算	283円 (565円) <848円>	1日当たり（利 用中10日を限 度）	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合で、診療方針を定め、治療管理を行い、診療録に記載。また、退所時にはかかりつけ医に情報提供を行った場合に加算されます。
身体拘束廃止 未実施減算	▲1/100 相当の金額	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算されます。
高齢者虐待防止措 置未実施減算	▲1/100 相当の金額	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算されます。

業 務 継 続 計 画 未 策 定 減 算	▲1/100 相当の金額	1 日あたり	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算 されます。
介 護 職 員 等 処遇改善加算（Ⅰ）	75/1000 に相当す る金額	経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。 職場環境の更なる改善、見える化を行っていること。資格や勤続年数等に 応じた昇給の仕組みの整備されていること。職場環境の改善、賃金体系等 の整備及び研修の実施等が行われている場合に、1 0 0 0 分の 7 5 に相当 する単位数を加算します。	
特 定 治 療	やむをえない事情により施設で行われた特定の処置や手術、麻酔等につい て診療報酬に準じて算定し、加算されます。		

※ 上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理によりの金額の違いが生じます。

（２）介護保険（予防）給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料
個 室 料 金	個室を利用した方は、差額室料を負担して頂きます。	2, 2 0 0 円／日 (税込)
レ ク リ エ ー シ ョ ン 行 事	主なレクリエーション行事への参加費用 参加されるか否かは任意です。	実費をご負担頂きます。
日 常 生 活 品 費	個別に提供されるものの費用。	実費をご負担頂きます。
教 養 娛 楽 費	個別に提供されるものの費用。	実費をご負担頂きます。
食 費	食事の提供に要する費用	第1段階 3 0 0 円 第2段階 6 0 0 円 第3段階① 1, 0 0 0 円 第3段階② 1, 3 0 0 円 第4段階 2, 0 0 0 円 (内訳) 朝食：5 6 0 円 昼食：7 6 0 円 夕食：6 8 0 円
居 住 費	居住に要する費用（多床室）	第1段階 0 円 第2段階 4 3 0 円 第3段階① 4 3 0 円 第3段階② 4 3 0 円 第4段階 5 0 0 円
	居住に要する費用（個室）	第1段階 5 5 0 円 第2段階 5 5 0 円 第3段階① 1, 3 7 0 円 第3段階② 1, 3 7 0 円 第4段階 1, 8 1 0 円
送 迎 費	4－（４）以外の地域の方もご希望により送迎致します。	要した費用の実費をご 負担頂きます。

電 気 料	利用される1コンセントにつき、ご負担頂きます。	55円/日(税込)
テレビ貸出し	テレビ使用料金として1日につき、ご負担頂きます。	220円/日(税込)
インフルエンザ 予 防 接 種	インフルエンザ予防接種を受けられた際にご負担頂きます。	実費をご負担頂きます。
洗 濯 代	施設へ委託する場合	1～7日間 1,650円 14日間 3,300円 21日間 4,950円 1ヶ月 5,500円 (各税込)

○ その他（予防）短期入所療養介護の中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

○ キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日17時までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日17時までに連絡がなかった場合	食事負担の金額

8 利用料等のお支払方法

毎月15日までに「7 （予防）短期入所療養介護施設サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたします。

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	●窓口責任者 多田 茂充 ご利用時間 8:30～17:30月～金曜日 8:30～12:30 土曜日 ご利用方法 電話 0480-36-2760 面接 当施設1階相談室 ご意見箱 入り口に設置
行政窓口	●宮代町健康介護課 ご利用時間 9:00～17:00（土日祝除く） 電話 0480-34-1111 ●埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課苦情対応係 ご利用時間 8:30～12:00 13:00～17:00（土日祝除く） 電話 048-824-2568

10 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置

を講じます。

- (2) 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

11 非常災害時の対策

非常時の対応	公設宮代福祉医療センター介護老人保健施設六花 消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練 及び防災設備	公設宮代福祉医療センター介護老人保健施設六花 消防計画にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	4箇所
	避難階段	2箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	あり		
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日：令和6年2月1日 防火管理者：秋山 耕治			

12 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。
なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

13 虐待の防止のための取組について

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	介護長 岩崎真也
-------------	----------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

14 協力医療機関等

医療機関	医療機関名及び所在地	東埼玉総合病院 埼玉県幸手市吉野 5 1 7 番 5
	電話番号	0 4 8 0 - 4 0 - 1 3 1 1
	診療科	内科、外科、整形外科 他
	入院設備	1 8 9 床
歯 科	医療機関名及び所在地	春日部デンタルクリニック 埼玉県春日部市粕壁 1 - 9 - 5 成田ビル 4 階
	電話番号	0 4 8 - 7 6 0 - 1 1 8 2

15 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 8 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、外出・外泊届けに記入し、必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具 の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合には、弁償していただく場合があります。
喫 煙	施設内は禁煙とさせていただきます。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動 政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
個人情報の 取り扱い	『別紙 個人情報の取り扱いについて』のとおり対応いたします。 ご了承ください。

16 お客様へのお願い

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- サービスの利用にあたっては、居宅介護支援専門員を通して毎月 1 日より 2 ヶ月先の利用希望日を明示して申し込むことができます。

氏 名